

産業標準作成委員会の運営について

1. 会議の議決

委員会の議事は、参加した委員の過半数で決し、可否同数の場合には、委員長が決するところによります。

2. 委員会公開

産業標準作成委員会は、原則公開です。ただし、JIS 案の作成・審議において委員及び関係者からの技術及び営業に関する秘密情報について、非公開要望の申出があり、産業標準作成委員会の了承を得た場合はこの限りではありません。

3. 公正性の確保（審議対象に係る利益相反の申告）

中立委員や使用者委員は、対象となる JIS 案（直接商取引に関係のないものを除く。）によって利益相反を起こす可能性もあるため、該当する場合は、事務局へ申告をお願いします。産業標準作成委員会の公正性の確保の観点から、申告内容に基づき、必要に応じて議決権の行使の制限等をさせていただきます。ただし、議題に関する意見提出は妨げません。また、議事録にその事実を記録します。

利益相反とは、当事者間で、一方の利益が他方の不利益になることをいい、委員会審議では、委員の立場を利用して他方の不利益を生じさせるような審議が該当します。中立委員や使用者委員が利益相反を起こす可能性がある場合とは、例えば、次が想定されます。

【ケース 1】

中立者委員である学識経験者（大学・研究機関等の委員）が、当該 JIS 案に関する鉱工業品等の生産又は役務の提供を行う企業等から研究開発の委託を受けている、当該企業に所属しているなど、生産者（役務提供者）の立場もある場合。

【ケース 2】

使用者委員・中立者委員であるが、自身の所属する部署が当該 JIS 案に関する鉱工業品等の生産又は役務の提供も行っていて、生産者（役務提供者）の立場もある場合。

4. 資料公表

産業標準作成委員会後、遅滞なく委員会資料（委員名簿を含む。）及び議事録を JSA ホームページ等で公表します。ただし、産業標準作成委員会において非公開とすることが議決された資料を除きます。なお、議事録には、原則として、発言者又は書面審議のコメント提出者の氏名を記載いたします。

5. 守秘義務

1) 産業標準作成委員会に関係する全ての者（委員を含む。以下「関係者」という。）は、その活動上知り得た、関係組織、技術及び営業に関する秘密情報に関して、当該委員会の活動中、及び活動終了後においても、JSA の許可なく、発表、公開、漏洩、利用

することを禁止します。

- 2) 関係者は、個人情報の取扱いに細心の注意を払い、個人情報保護法の規定の範囲を超えた利用は禁止します。